

第5章 避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の避難体制

1 基本的な考え方

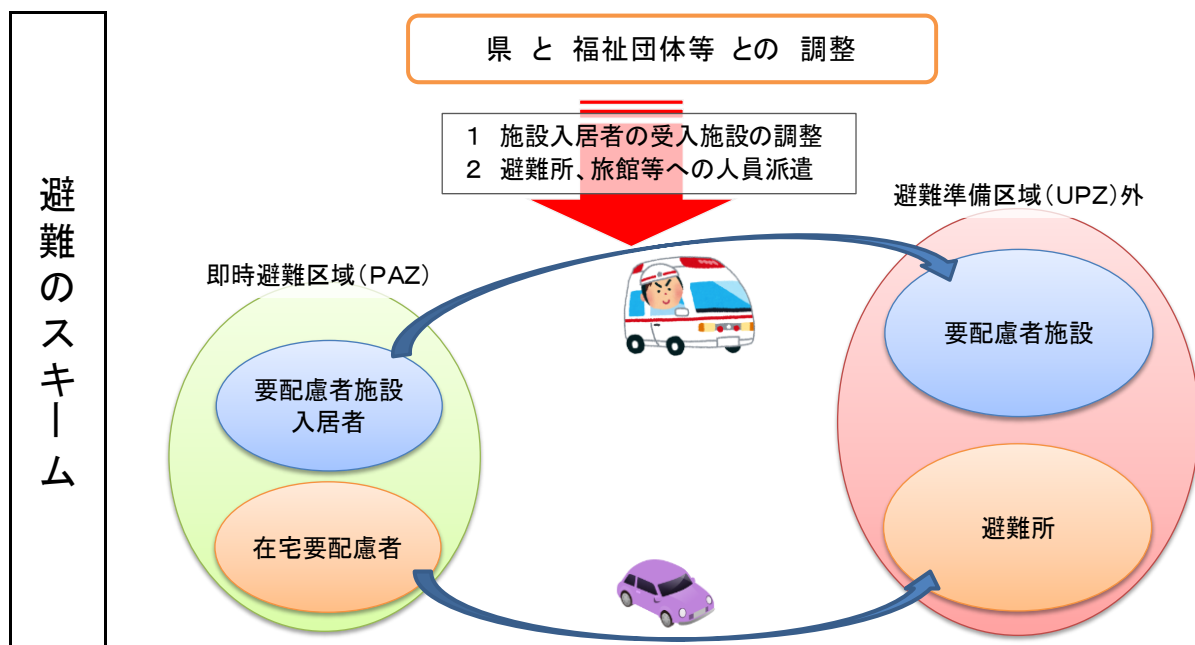
市は、県、国、防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、在宅の避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の要配慮者の避難支援体制を整備する。

市は、在宅の避難行動要支援者の避難を「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」による避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援により実施するものとする。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等を調整する。また、入院又は入所者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

避難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市が所有する車両だけでは不足する場合、県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定に基づき、車両等の手配を行うこととする。

図5-1 要配慮者の避難のスキーム



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)

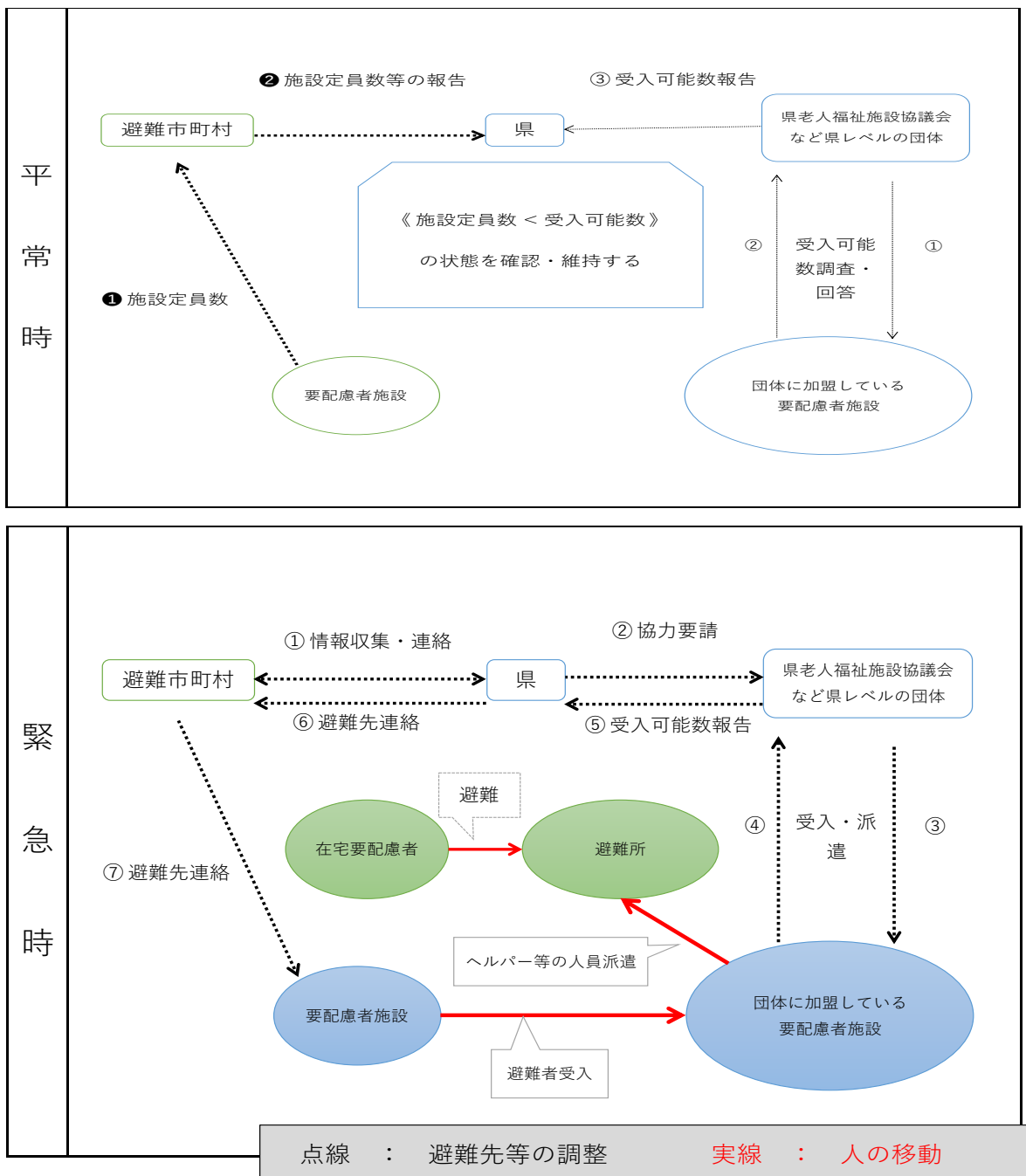
2 県と福祉団体等の協力・調整

平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。

緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。

県と福祉団体等は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整する。

図5-2 協力・調整イメージ図



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)

3 在宅の避難行動要支援者

(1) 即時避難区域（PAZ）の避難行動要支援者

警戒事態（AL）の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び避難準備の呼び掛けを行う。

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、支援者等の車両又は市や県が用意したバスや福祉車両等を使用し、広域避難を開始する。避難支援等関係者は、避難行動要支援者のバスによる避難の集合場所への移動や福祉車両の利用時において、必要に応じて介助や支援を行うものとする。

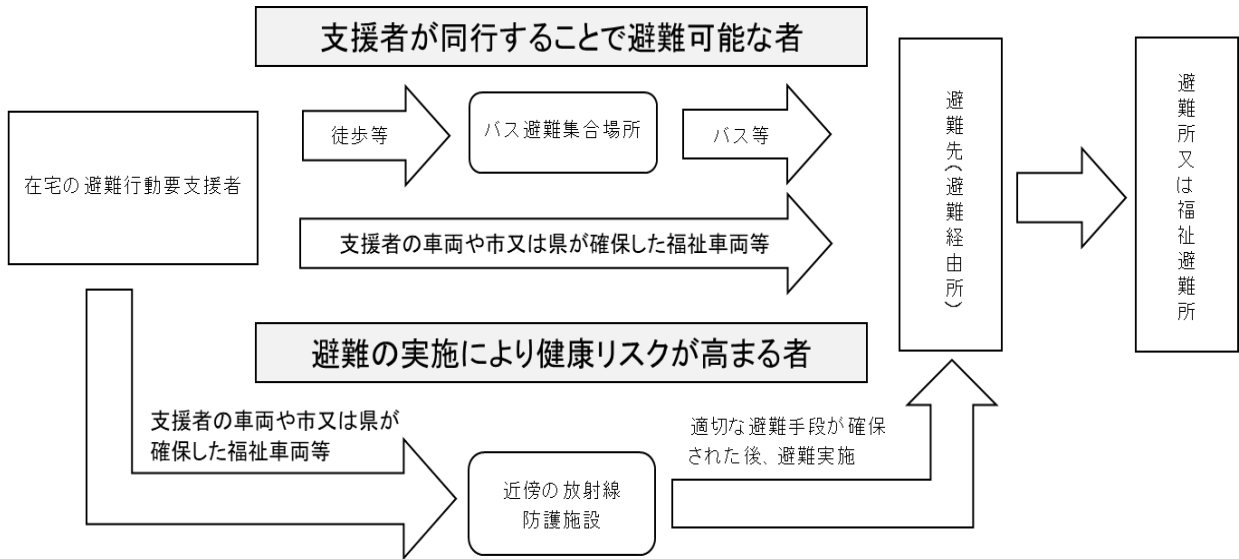
また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、支援者の車両や市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。

表5-1 即時避難区域（PAZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れ

緊急事態区分	在宅の避難行動要支援者	避難支援等関係者
放射性物質放出前	警戒事態（AL）	○避難準備を開始 ○避難行動要支援者の安否確認 ○避難準備の呼び掛け
	施設敷地緊急事態（SE）	○（バスによる避難を行う者）バスによる避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施
	全面緊急事態（GE）	○避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施

図5-3 即時避難区域（PAZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れの図



(2) 避難準備区域（UPZ）の避難行動要支援者

警戒事態（AL）の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿に基づき、支援者が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び屋内退避準備、又は必要に応じて避難準備の呼び掛けを行う。

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で屋内退避を開始する。

なお、全面緊急事態（GE）へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難又は一時移転が必要となった段階で、支援者等の車両又は市や県が用意したバスや福祉車両等を使用し、広域避難を開始する。

市は、避難行動要支援者のバスによる避難の集合場所への移動や福祉車両の利用時において、避難支援等関係者による介助や支援が行えない状況のときは、自衛隊等の国の実動組織に支援を要請するものとする。

また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者や自衛隊等の国の実動組織と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。

表5-2 避難準備区域（UPZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れ

緊急事態区分		在宅の避難行動要支援者	避難支援等関係者
放射性物質放出前	警戒事態 (AL)	○自宅で屋内退避準備	○避難行動要支援者の安否確認 ○屋内退避準備の呼び掛け
	施設敷地緊急事態 (SE)	○自宅で屋内退避を開始	○屋内退避を支援
	全面緊急事態 (GE)	○屋内退避を継続	○屋内退避開始
放射性物質放出後	全面緊急事態 (GE) + OILの発動	〔避難指示発令後〕 ○(バスによる避難を行う者)バスによる避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○バスによる避難の集合場所や福祉車両の利用への移動を支援 ※状況に応じて自衛隊等の国の実動組織に支援を要請

4 社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者

(1) 即時避難区域（PAZ）内の社会福祉施設等及び病院等

即時避難区域（PAZ）内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態（AL）の段階で、あらかじめ指定された施設、病院等に受入れを要請するとともに、入所者・入院患者等の避難準備を行う。

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、あらかじめ用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設において屋内退避を行う。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-3 即時避難区域（PAZ）における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

緊急事態区分	入所者及び入院患者	施設管理者
放射性物質放出前	警戒事態（AL）	○避難準備を開始 ○入所者、入院患者の避難準備 ○あらかじめ指定された施設へ避難受入れの要請
	施設敷地緊急事態（SE）	○バス、福祉車両等であらかじめ指定された受入先施設へ避難を開始 ○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護
	全面緊急事態（GE）	○避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施 ○避難を継続 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護

(2) 避難準備区域（UPZ）内の社会福祉施設等及び病院等

避難準備区域（UPZ）内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態（AL）の段階で、入所者・入院患者等の屋内退避の準備を開始し、施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、屋内退避を実施する。

なお、全面緊急事態（GE）へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難や一時移転が必要となった段階で、県等が用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、施設管理者の保護のもと、自施設又は近隣の施設において屋内退避を行い、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-4 避難準備区域（UPZ）における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

緊急事態区分		入所者及び入院患者	施設管理者
放射性物質放出前	警戒事態 (AL)	○施設内で屋内退避準備	○入所者、入院患者の 屋内退避準備
	施設敷地緊急事態 (SE)	○施設内で屋内退避を開始	○屋内退避開始 ○避難受入先の調整 及び移動手段の 確保を県に依頼
	全面緊急事態 (GE)	○屋内退避を継続	○屋内退避継続
放射性物質放出後	全面緊急事態 (GE) + OILの発動	〔避難指示又は一時移転発令後〕 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○バス、福祉車両等で受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、自施設又は近隣の施設で屋内退避、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難	○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護